

寺院の適切な管理運営について

▷ 会計・税務 ②

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。
今後は引き続き、会計の概要について掲載いたします。

▽ 会計の目的・企業会計との違い

1. 会計の目的

平成7年12月に宗教法人法が改正されました。それまでは、会計について毎会計年度終了後3か月以内に財産目録を作成し、宗教法人の事務所に備付ける必要はありましたが、貸借対照表や収支計算書については作成している場合に限っていました。つまり、会計的なことに関しては財産目録の作成、備付けだけが義務付けられていたのですが、改正後ではさらに収支計算書の作成についても義務付け、これらの書類を宗教法人の事務所に備付けるとともに、信者等の利害関係者から開示請求があった場合これを閲覧させることや、毎会計年度終了後4か月以内に所轄庁に提出（年間の収入金額が8,000万円以上の法

人は税務署にも収支計算書の提出が必要) することについても義務付けられることとなりました。

これを受けて会計についても日本公認会計士協会が昭和46年に公表した「宗教法人会計基準(案)」に代わるものとして、平成13年に「宗教法人会計の指針について(平成13年5月14日)」が公表されました。「宗教法人会計の指針について」は宗教法人会計の目的として、宗教法人の正確な収支や財産の状況を把握、充実させ、健全な運営と財産維持に努めるとともにその情報を明らかにし、広く開示することができるよう会計処理及び計算書類作成の道しるべとして、指針という形で提案しています。

2. 企業会計との違い

一般の企業は、企業会計原則や会社法に従って企業の財務状況を明らかにするために損益計算書や貸借対照表を作成します。一般の企業は営利を目的としているので株主等に対して一定期間の営業成績と年度末における財務状況を明らかにする必要があるとします。対して宗教法人は営利を目的とはしていませんので損益という概念がありませんから損益計算書を作成する必要はないのですが、宗教法人法によって収入と支出の状況を明らかにするために収支計算書の作成が求められています。

宗教法人は他の非営利法人と同じく、まず予算を編成し、こ

れに決議機関の承認を得て、代表役員が予算の執行に当たります。収支計算書はこうした収支予算の執行の状況を明らかにするため、予算・実績の対比で作成されます。

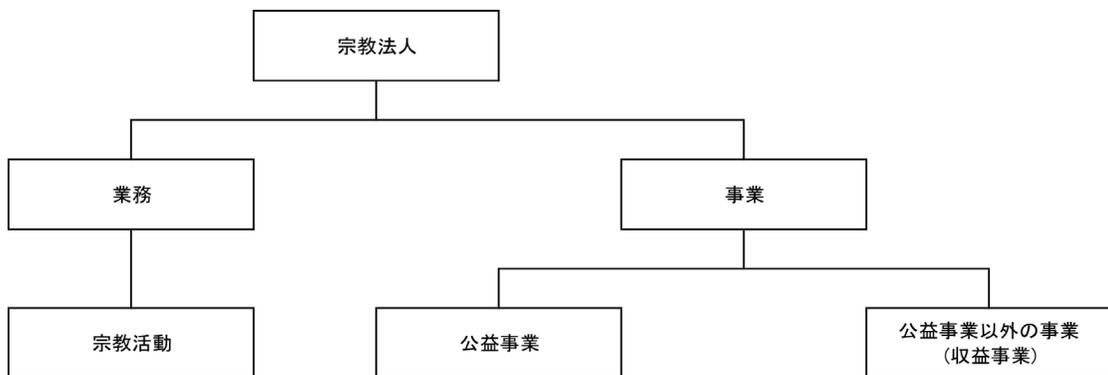
また貸借対照表の作成は義務付けられてはいませんが、会計年度末における財産の状況についてその名称、数量、価額などを記載した財産目録を作成することとされています。

▽ 宗教法人が行うことのできる事業とは

宗教法人法の目的は、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」(宗教法人法第1条) ことにあります。

同条の「目的」というのは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいいます。また「その他目的達成のための業務」とは、宗教法人(団体)の主たる目的を達成するための宗教活動をいい、「事業」は公益事業および公益事業以外の事業をいいます。公益事業以外の事業は法人税法上では収益事業と呼ばれています。

これを図にすると次頁のようになります。



宗教法人がその主たる目的のための業務として、宗教活動を行うことは本来の業務に当たりますが、それ以外についても「公益事業」や「公益事業以外の事業（収益事業）」を行うことができるということがあります。では、宗教法人が行える事業としての公益事業、公益事業以外の事業について見ていきましょう。

公益事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（公益法人認定法）の意であり、宗教法人法第6条第1項において「宗教法人は、公益事業を行うことができる」とあります。

不特定かつ多数の者の利益とありますから、特定の人のみ、例えば門徒のみの利益になる事業は公益事業とはいえません。公益事業の具体例としては、幼稚園、保育園の経営や墓地経営等が考えられます。

一方、公益事業以外の事業とは、「その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる」（宗教法人法第6条第2項）とあります。「目的に反しない」というのは、宗教法人が主体として行う事業であって、適正な規模であることが求められ、公益法人としてそれにふさわしいものでなくてはなりません。ですから事業といっても例えば風俗営業等は認められません。

また、主体的に行うものでなければなりませんのでいわゆる「名義貸し」が行われてもいけません。

「名義貸し」については、平成12年12月に厚生省（現在の厚生労働省）において、「墓地経営・管理の指針等について」という通知が発出されています。

この通知の中で、墓地の経営及び管理に関する監督責任のある厚生労働省がその事務について都道府県に委任して墓地経営を許可する際に、「宗教法人の名を借りて実質的に経営の実権を営利企業が握るいわゆる『名義貸し』の防止に留意する」とことがうたわれており、問題となる事例としては次のような場合が考えられるとしています。

寺院（宗教法人）に対して石材店等の営利企業（仮にA社とする）が墓地経営の話を持ちかけ、この寺院はA社より資金その他について全面的なバックアップを得て墓地経営の許可を受ける。

ところが当の寺院は墓地販売権をはじめとした墓地経営については実質的に関与しない取決めがA社との間で交わされている。

そしてA社は墓地使用権とともに墓石を販売して多大な収益を得るが、これは一部を除いて寺院の収人とはならない。

しかしながら、使用者とのトラブルについては、最終的な責任者は寺院にあるとしてA社は責任を回避する。そして、運営の安定性を欠いたままで、後には資金力のない寺院と墓地だけが残る。

こうした事例で最も被害が及ぶのは墓地利用者です。このような事態を防ぐことが行政の役割であり、このため、宗教法人担当部局と連絡をとりながら、実際に当該宗教法人が墓地経営を行うことができるかどうかを十分に精査する必要があります。また、宗教法人の側も、自らが墓地経営の主体であることを十分に認識して事業に着手することが重要です。

公益事業や公益事業以外の事業というのはあくまでも宗教法人の本来の目的業務である宗教活動を達成するための補完的要素でなければならず、公益事業や公益事業以外の事業が主とした目的になったり、事例のように宗教法人以外の者が実質的に事業を取り仕切ったりすることのないようにしなければなりません。

▽ 1年間のタイムスケジュール

宗教法人事務についてのおおまかな流れは以下の通りです。

1. 3月31日が決算日の場合

- (1) 新年度予算案の作成
会計年度開始日前（3月31日）までに次年度予算案を作成します。
- (2) 収益事業を行っている場合には
決算日から2か月（5月31日）以内に、前年度（4月1日～3月31日）に係る収支について、税務署へ法人税、消費税などの税務申告を行います。
- (3) 決算日から3か月（6月30日）以内に
前年度（4月1日～3月31日）の収支を計算し、財産目録、収支計算書等の会計書類および事務所備付け書類を作成し

ます。

(4) 決算日から4か月（7月31日）以内に

所轄庁へ事務所備付け書類の提出を行います。

収益事業を行っていない場合には、年間収入が8,000

万円以上の法人については税務署へ「公益法人等の損益計

算書等の提出書」を提出します。

2. その他の事務

(1) 源泉所得税の納付

毎月の給与に係る源泉所得税を支払った月の翌月の10日ま

で税務署へ納付します。しかし給与の支給人員が10人未

満の法人については一定の手続きにより1月～6月までの

給与に係る源泉所得税は7月10日、7月～12月までの給与

に係る源泉所得税は翌年の1月20日までに納付すること

もできます。

(2) 社会保険料算定基礎届の提出

社会保険に加入している法人は、健康保険および厚生年金

の被保険者の実際の報酬（給与等）と標準報酬月額との間

に大きな差が生じないように毎年7月10日までに「算定基

礎届」の提出を行います。

また、労働保険料についても「年度更新」として毎年6月

1日～7月10日までの間に申告・納付を行います。



本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人数計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。